

令和4年度 第2回情報公開・個人情報保護審査会

と き 令和5年1月11日（水）

午前10時30分から

ところ 越前市役所5階 教育委員会室

次第

1 あいさつ

2 協議事項

市個人情報の保護に関する法律施行条例について

3 その他

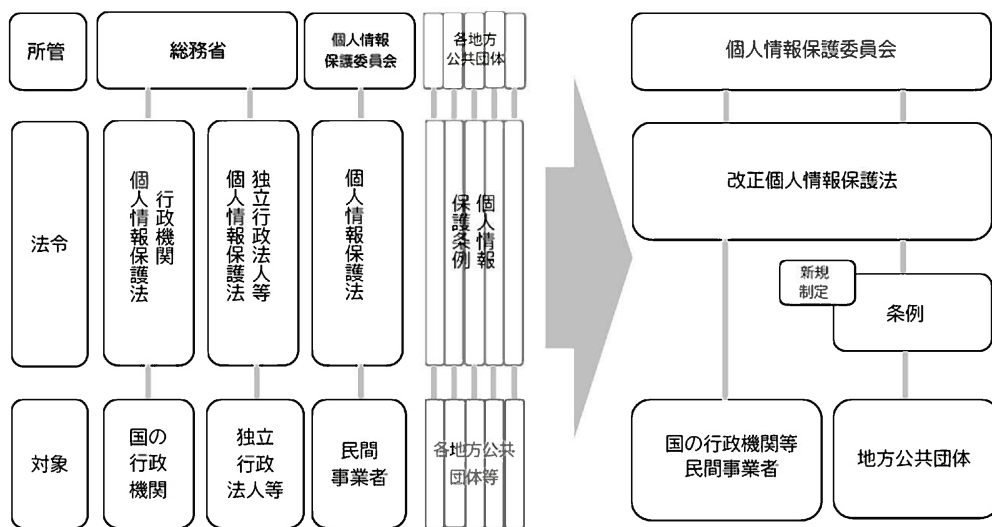
新たな個人情報保護制度への対応について

1 個人情報保護制度の概要

- ・行政機関が保有する個人情報について、本人が開示を請求できる制度。
- ・開示請求があったときは一部の情報を除き(法令により開示できないこととされている情報、第三者の利益が侵害されるおそれがある情報など)、開示しなければならない。
- ・行政機関が収集した個人情報は、一部を除き(本人の同意があるとき、法令の定めがあるときなど)、目的外の利用や外部への提供が禁止される。

2 個人情報保護制度の見直し

- ・地方公共団体の個人情報保護制度については、団体によって条例の内容や運用が異なり、社会全体のデジタル化が進展する中、求められる保護水準を満たさない団体があることや、データ流通の支障となることが指摘されてきた。
- ・個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国共通ルールを設けるため、令和3年に個人情報保護法が改正された(令和5年4月1日施行)。
- ・地方公共団体の現行制度は、法の制度へ移行。地方公共団体は、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を条例で規定することが許容される。



3 例規の整備について

名称	内容	対応
越前市個人情報保護条例	現行の市独自の保護制度を規定	廃止 (令和5年3月議会)
越前市個人情報保護条例施行規則	現行制度の運用細則(各種手続の方法、様式など)	廃止
越前市個人情報保護法施行条例	改正後の個人情報保護法において、条例で定めることを許容された事項(開示請求への回答期限、開示請求に係る手数料など)を規定	新規制定 (令和5年3月議会)

※新たな個人情報保護制度の運用細則については、国の政省令、ガイドラインに従う

越前市個人情報の保護に関する法律施行条例の主な内容

改正個人情報保護法への対応（現行条例、改正法、改正条例の比較）

網掛けの項目を条例で規定

施行日：令和5年4月1日

	項目	現行条例	改正法	改正条例（案）	条例内容
総則	個人情報の定義	死者情報を含む	生存する個人に限る	改正法どおり	<規定不要>
	要配慮個人情報	規定なし	人種、信条、病歴、犯歴など特に配慮を要する個人情報。法定の要配慮個人情報のほか、条例で追加が可能（「条例要配慮個人情報」）	改正法どおり （条例要配慮個人情報なし）	<規定不要>
	実施機関	議会を含む	議会を含めない	改正法どおり	<規定不要>
個人情報の取扱い	業務の届出	個人情報の保管等に係る業務を開始するときは、届出が必要	規定なし	廃止	<規定不要>
	個人情報ファイル簿	規定なし	個人情報ファイル（個人情報 1,000 件以上）の保有等を行う場合、作成・公表が必要	改正法どおり。ただし、運用により 1,000 件未満の場合もファイル簿を作成	<規定不要>
	個人情報保護委員会への報告	規定なし	個人情報の漏洩等があったときは、個人情報保護委員会への報告が必要	改正法どおり	<規定不要>
開示請求等	開示請求への対応 （開示／不開示の決定期限）	請求日の翌日から 15 日以内	請求から 30 日以内	現行水準どおり規定 （請求日の翌日から 15 日以内）	維持
	開示決定の期限の延長	請求日の翌日から 60 日以内	事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、決定期限を 30 日以内に限り延長可能	改正法どおり	<規定不要>
	訂正請求	開示決定の有無にかかわらず、訂正請求が可能	訂正請求の対象となるのは、開示請求に基づき開示決定を受けた個人情報に限る。	改正法どおり	<規定不要>
	開示／不開示情報 （情報公開条例との整合）	開示情報　／職員の職、氏名	開示情報　／公務員等の職、職務の内容 不開示情報／公務員等の氏名	開示情報／職員の職、職務の内容、氏名	維持
	手数料	無料。ただし、写しの交付に係る作成・送付費用は請求者の実費負担	条例で定める	現行水準どおり規定	維持
審議会	個人情報保護審議会	越前市個人情報保護審議会を設置。目的外利用や外部提供の適否を審議、建議する	専門的な知見に基づく意見を聴く必要があるときは、条例で定めるところにより諮問が可能	審議会を廃止 一部機能を越前市個人情報・個人情報保護審査会に移管	審議会廃止 ・ 一部機能移管
罰則	罰則	規定なし	職員等の守秘義務違反に対する罰則あり	改正法どおり	<規定不要>

(案)

議案第 号

越前市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
越前市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和5年 月 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、越前市情報公開条例（平成17年越前市条例第26号）第10条第2号ウに掲げる情報とする。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限に関する特例)

第5条 市の機関等（市の機関（議会を除く。）及び公営企業をいう。）が開示決定等をする場合における法第83条第1項の規定の適用については、同項中「から30日以内」とあるのは、「の翌日から起算して15日以内」とする。

(手数料等)

第6条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。た

だし、法第 87 条第 1 項の規定による文書又は図画の閲覧以外の方法により開示を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

（訂正請求の手続）

第 7 条 訂正請求書には、法第 91 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

（利用停止請求の手続）

第 8 条 利用停止請求書には、法第 99 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

（審査会への諮問）

第 9 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、越前市情報公開条例第 14 条に規定する越前市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第 10 条 市長は、毎年 1 回、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定（同法第 51 条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(越前市個人情報保護条例の廃止)

第2条 越前市個人情報保護条例（平成17年越前市条例第27号）は、廃止する。

(越前市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の越前市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第14条第2項に規定する職務上知り得た又は業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない義務又は他人に知らせ、若しくは不当に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の処理の委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の規定の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第15条第1項、第2項（旧条例第19条第4項において準用する場合を含む。）、第3項又は第4項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する本人情報の開示並びに訂正、削除及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第23条第1項又は第24条第2項の規定により旧条例第24条第1項の規定により設置する越前市個人情報保護審議会にされた諮問は、越前市情報公開・個人情報保護審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

(越前市情報公開条例の一部改正)

第4条 越前市情報公開条例（平成17年越前市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「越前市個人情報保護条例（平成 17 年越前市条例第 27 号）第 23 条」を「越前市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和●年越前市条例第●号）第 9 条並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項」に改める。

（越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）
第 5 条 越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年越前市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を次のように改める。

第 12 条 削除